

# 令和5年度第5回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(水) 午前9時00分から10時00分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員(9人)

会長	12番	丸谷	浩二
委員	1番	川端	伸造
	5番	舘	邦夫
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見

4. 欠席委員(5人)

2番	藤野	雄次
3番	北田	和彦
4番	糠山	秀雄
6番	松井	成樹
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

- |    |  |
|----|--|
| 第1 | 開会   |
| 第2 | 会長挨拶   |
| 第3 | 業務報告   |
| 第4 | 議事録署名人の指名  |
| 第5 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について                               |
|    | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について                               |
|    | 議案第3号 現況証明願について  |
|    | 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について                     |
|    | 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について |
|    | 報告第1号 農地の形状変更届出の報告について                                   |
|    | 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について                            |

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告  
について

第6 その他

(1) 9月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長：皆様お疲れ様でございます。定刻となりましたので只今より、あわら市農業委員会定例総会を始めます。

それでは、定例総会の開会に当たり、丸谷会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局：それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は17名であります。なお、2番藤野 職務代理者、3番北田 委員、4番糠山 委員、6番松井 委員、14番朝倉 委員、推進委員の深川 委員、山口 委員から欠席の届出がございます。したがいまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局：続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行は、丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、11番林 委員、13 番北 委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5 議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。座って説明させていただきます。2 ページにお進みください。

今回、2 件の申請がございました。

1 番につきましては、譲渡人は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は畑4,533.83 m<sup>2</sup>でございます。耕作人員は1 名、申請農地は古屋石塚地係の田10 m<sup>2</sup>でございます。贈与による所有権の移転でございます。

3 ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

2 番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は滝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1 名、申請農地は滝地係の畑142 m<sup>2</sup>、滝地係の畑76 m<sup>2</sup>でございます。売買による所有権の移転でございます。

4 ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1 番について、8 番宮腰委員お願いします。

8 番： ただいまの事務局の説明通り、問題ないかと思います。

議 長： 続いて番号2 番について、4 番糠山 委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、これらの案件について、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。今回、案件としては1件の申請がございました。番号1番につきましては、譲渡人は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、市姫四丁目地系の1筆で登記地目は畑、面積は393㎡でございます。用途につきましては宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に2区画分の宅地を造成したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては6ページ、計画図につきましては7ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番について、9番谷川委員お願いします。

9 番： ただいまの事務局の説明通り、問題ありません。

議 長： はい、ありがとうございます。

次に、本件について、昨日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、11番林委員に調査結果の報告をお願いします。

11 番： 昨日、8月24日午前9時より、丸谷会長、北委員、事務局、そして私、林の4名で現地調査を行いました。申請の土地に関しましては、事務局の説明通りとなります。

議 長： はい、ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員です。よって県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。今回案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、国影地係で面積は16㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は100年以上前より神社前の区道の一部として利用され、現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては10ページをご覧ください。

番号2番につきましては、申請人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、中川地係で面積は198㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和28年に個人用住宅が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

番号3番につきましては、申請人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、滝地係で面積は85㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和56年まで農地として利用されていたが、昭和57年に車庫が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番について、1番川端委員お願いします。

1番： 事務局の説明通りです。

議長： はい、ありがとうございます。

続いて番号2番について、3番北田委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

続いて番号3番について、4番糠山委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、11番林委員に調査結果の報告をお願いします。

11 番： こちらも昨日、現地調査を行いました。いずれの案件についても事務局の説明通り、問題ないかと思われま。

議 長： はい、ありがとうございます。

それでは、本案件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員です。よって、承認することといたします。

#### ◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。13ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

14ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年8月31日木曜日でございます。借り手は3人、貸し手は3人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が4筆1万775㎡、うち再設定が1筆3,755㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が1筆3,755㎡、5年の田が2筆2,674㎡、6年の畑が1筆4,346㎡でございます。

15ページにお進みください。集落別内訳については、井江葎の畑が1筆、北潟の田が2筆、波松の畑が1筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

16ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北

潟の田2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当り賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和5年9月1日から令和10年8月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。井江葎の畑1筆でございます。利用目的はそばで賃借権の設定、10a当り賃借料は8,500円でございます。期間につきましては令和5年9月1日から令和8年8月31日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

3番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当り賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年9月1日から令和11年8月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長： 本案について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員です。よって決定することとします。

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)について

議 長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用促進計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。17ページにお進みください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。18ページにお進みください。

公告予定日につきましては、令和5年8月31日木曜日でございます。貸し手は3人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が22筆2万9,601㎡でございます。

集落別内訳については、二面の田が6筆、新用の田が5筆、南金津の田が11筆でございます。

19ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番と2番につきましては、二面の田6筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当り1万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

3番につきましては、新用の田5筆、南金津の田11筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当り1万5,500円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長： 本案について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画(案)について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地の形状変更届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農地の形状変更届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地の形状変更届について」、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。今回案件としては2件の届出がございました。

番号1番と2番につきましては、申請人は滝にお住いの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、滝地系の2筆で面積は合計で3,914㎡、登記地目は畑、現況地目も畑でございます。事由につきましては、当該地は隣接地より一段低く、水はけも悪いため、隣接地と同じ高さまで盛土を行い、畑地として利用しやすくしたいとのことで、今回、形状変更したいとのことでございます。場所につきましては21ページ、計画図につきましては22ページ、23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、この案件につきまして、本日、現地調査に行っておりますので、調査員を代表して11番林委員 報告をお願いします。

11 番： こちらも昨日、現地調査を行いました。事務局の説明通り、問題ないかと思われ  
ます。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

#### ◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明  
いたします。24ページにお進みください。今回、15件の届出がございました。

1番の届出につきましては、市姫五丁目の畑1筆でございます。権利取得者は市  
姫にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年2月26日で、相  
続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、波松の畑6筆でございます。権利取得者は福井市にお  
住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年8月10日で、相続によ  
る所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

25ページにまたがっております3番の届出につきましては、北潟の田22筆、畑8筆  
でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取  
得日は平成30年8月1日で、相続による所有権の移転でございます。北潟地係の田  
は〇〇〇〇が、北潟地係の畑は〇〇〇〇が、北潟地係の畑は〇〇〇〇が、北潟地係  
の畑は〇〇〇〇さんが耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、柵の田1筆でございます。権利取得者は柵にお住まい  
の〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年7月5日で、相続による所有  
権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。26ページにお  
進みください。

5番の届出につきましては、牛ノ谷の田9筆、畑6筆でございます。権利取得者は  
牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でござい  
まして、権利取得日は令和5年7月16日でございます。牛ノ谷地係の田6筆は〇〇  
〇〇が耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、大溝三丁目の田4筆、南金津の田3筆、大溝二丁目の畑1筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年7月28日で、相続による所有権の移転でございます。南金津の田は〇〇〇〇が耕作し、他は自己管理するとのことでございます。27ページにお進みください。

7番の届出につきましては、上番の田5筆、畑2筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和4年9月9日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

8番の届出につきましては、井江葎の田7筆、畑6筆、横垣の畑1筆でございます。権利取得者は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年5月18日で、相続による所有権の移転でございます。井江葎地係の畑3筆は〇〇〇〇が、井江葎地係の畑、横垣地係の畑は〇〇〇〇さん耕作し、他は自己管理するとのことでございます。28ページにお進みください。

9番の届出につきましては、伊井の田3筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年8月3日で、相続による所有権の移転でございます。伊井地係の田は〇〇〇〇さんが耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

10番の届出につきましては、角屋の田5筆、畑1筆でございます。持分2分の1の移転でして、権利取得者は角屋にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年4月20日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

11番の届出につきましては、熊坂の田1筆でございます。権利取得者は石川県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成26年7月30日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

12番の届出につきましては、熊坂の田2筆でございます。権利取得者は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和2年4月1日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇さんが耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

29ページにまたがっております13番の届出につきましては、笹岡の田9筆、畑3筆でございます。権利取得者は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月23日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

14番の届出につきましては、河間の田2筆、畑4筆でございます。権利取得者は河間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年8月7日で、

相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、他は自己管理するとのことでございます。

15番の届出につきましては、北潟の畑7筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年8月14日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

#### ◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。30ページをお開きください。今回、1件の届け出がございました。

1番につきましては、柿原の畑2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「9月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 9月の定例総会についてでございますが、9月26日火曜日午後13時30分からこちら全員協議会室にて開催としたいと思います。

議 長： ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、9月の定例総会は、9月26日火曜日の午後13時30分から開催することにいたします。

◇ その他（2）

議 長： 次に、その他の（2）その他についてに入ります。

何かこの場を借りて、ご質問はありませんか。

（質問、意見なし）

ご質問がないようですので、その他の（2）を終わります。

◇ 閉 会

議 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和5年8月25日

議 長

委 員

委 員